

佐賀県シンボルマークに係る使用承認事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、全国に対して「佐賀」のイメージを確立させ、広く認知させていくことにより、本県の存在を確固たるものにしていくことを目指して策定した佐賀県シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）が、正しく使用され、そのイメージが損なわれないようにするため、使用承認について、必要な事項を定めるものとする。

(承認手続)

第2条 県の機関以外の者がシンボルマークを使用しようとする場合は、広報広聴課長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けようとする者は、佐賀県シンボルマーク使用承認申請書（様式第1号）により広報広聴課長に申請しなければならない。
- 3 広報広聴課長は、第2項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、シンボルマークの使用を承認するときは佐賀県シンボルマーク使用承認通知書（様式第2号）により、承認しないときは佐賀県シンボルマーク使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知しなければならない。
- 4 前項の審査において広報広聴課長が必要と認める場合は、関係課や外部の機関に意見を求めることができる。

(承認基準)

第3条 次のいずれかに該当する者は、前条第1項の承認を受けることができない。

- ア 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれのある場合
- イ 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれのある場合
- ウ 自己の営利目的で利用されるおそれのある場合（県全体の利益に資し、又は県の情報発信に繋がる場合を除く。）
- エ 県のイメージや品位をおとしめるおそれのある場合
- オ 適正な使用方法に従って使用しないおそれのある場合
- カ 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- キ 県の中立性を侵すおそれがある場合
- ク その他承認することが不相当と認められる場合

(承認の取消し)

第4条 広報広聴課長は、次のいずれかに該当する場合は、第2条第1項の承認を取り消すものとし、佐賀県シンボルマーク使用承認取消通知書（様式第4号）を当該シンボルマーク使用者に通知しなければならない。

- ア 使用承認申請の内容に虚偽のある場合
- イ 使用承認の条件に違反して使用した場合
- ウ その他県に不都合が生じた場合

附 則

この要領は、平成25年12月16日から施行する。

この要領は、平成26年3月25日から施行する。(一部改正)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。(一部改正)

平成 年 月 日

佐賀県 政策部 広報広聴課長 あて

申請者 住 所
会社名
(ふりがな)
代表者名 ⑩
生年月日 年 月 日

佐賀県シンボルマーク使用承認申請書

下記のとおり、佐賀県シンボルマークを使用したいので、承認申請します。

記

- 1 使用目的
- 2 使用方法
- 3 使用期間
- 4 その他
- 5 担当者連絡先

○ 添付資料

佐賀県シンボルマークの掲載レイアウト（様式自由）

○ 記載要領

申請に当たっては、裏面の誓約を確認の上、□にレを記入すること。

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。
なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。
この様式に記載された個人情報は、この承認に係る事務の目的を達成するため及び裏面の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は貴殿が県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

【裏 面】

誓 約

私は、この度の申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

- 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
また、次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- * お預かりした個人情報(担当者名等)は、この申請に係る事務処理のためにのみ使い、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。
詳しくは、佐賀県プライバシーポリシーをご参照ください。

広第 号
平成 年 月 日

様

佐賀県 政策部 広報広聴課長

佐賀県シンボルマーク使用承認通知書

平成 年 月 日付で申請のあった佐賀県シンボルマークの使用については、下記の条件を付して使用を承認します。

記

使用承認の条件

- 1 使用目的、方法等は、佐賀県シンボルマーク使用承認申請書記載内容及び掲載レイアウトのみとする。
- 2 使用内容に変更が生じた場合は、再度申請すること。
- 3 使用承認取消通知があった場合は、直ちに使用を中止すること。

様式第3号

広第 号
平成 年 月 日

様

佐賀県 政策部 広報広聴課長

佐賀県シンボルマーク使用不承認通知書

平成 年 月 日付で申請のあった佐賀県シンボルマークの使用については、佐賀県シンボルマークに係る使用承認事務取扱要領第3条の規定により、承認しないこととしましたので通知します。

記

不承認の理由

様式第4号

広第 号
平成 年 月 日

様

佐賀県 政策部 広報広聴課長

佐賀県シンボルマーク使用承認取消通知書

平成 年 月 日付で申請のあった佐賀県シンボルマークの使用については、佐賀県シンボルマークに係る使用承認事務取扱要領第4条の規定により、取り消します。

記

取消の理由